

転居

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの いずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		1 階 ⑦市民課 支所・出張所	
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	既に旧住所でカードが出来ていたら新 住所を追記します ※新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください		1 階 ⑦市民課	
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります			1 階 ①市民課 支所・出張所	
※各種発行書類等は、 後日郵送 で送付いたします						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	資格確認書または資格情報のお知 らせの交付	旧住所の国民健康保険証また は資格確認書			
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		1 階 ⑧国保医療課 支所・出張所	
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書の交付案内 ・特定疾病療養受療証の交付案内	・後期高齢者医療保険証 または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		1 階 ⑨国保医療課 支所・出張所	
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	日本年金機構にマイナンバーが収録さ れていない方のみ 窓口でご相談ください		1 階 ④市民課	
高 齢 障がい	介護保険被保険者証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	介護保険被保険者証		1 階 ⑭介護福祉課 支所・出張所	
	障がいの手帳をお持ちの方 障がいサービスを利用されている方	各種手帳の住所変更 各種受給者証の住所変更	・各種手帳 ・各種受給者証 ・マイナンバーのわかるもの ※療育手帳・障害児福祉サービスをご 利用の 18 歳未満の方はえにわっこ 支援センターでお手続きください		2 階 ㉔障がい福祉課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障害者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方)		1 階 ⑩国保医療課 支所・出張所	
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を 学校へ提出		1 階 ①市民課	
	児童手当を受給している方 (0 歳～高校生年代)	児童手当の住所変更	子ども及び子どもがいる世帯の世 帯主のマイナンバー確認書類 (子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください		1 階 ⑪えにわっこ 支援センター 支所・出張所	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0 歳～高校生年代)	子ども医療費受給者証の 住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証		1 階 ⑩国保医療課 支所・出張所	
	保育園・認定こども園に入園しているお子さ んがいる方	住所変更	※通園している園でもお手続きで きます		2 階 ㉒幼児保育課	
	学童クラブを利用しているお子さんがいる方	住所変更 ※変更届の提出が必要	※利用している学童クラブでもお 手続きできます		2 階 ㉒子ども政策課	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		1 階 ⑪えにわっこ 支援センター 1 階 ⑩国保医療課 支所・出張所	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		1 階 ⑪えにわっこ 支援センター	
	障がい児通所支援事業を利用しているお子さんが いる方、療育手帳(18 歳未満)をお持ちの方	サービス受給者証、療育手帳の住所 変更	※受付窓口でご相談ください		1 階 ⑬えにわっこ 支援センター	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証		1 階 ⑩国保医療課 支所・出張所	

税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始・中止の申込	お電話またはインターネットで手続きできます		第二庁舎 1階 水道お客様センター 0123-33-3166
	税や料等の納付について相談される方	納付相談			税： 1階 ①納税相談窓口 上下水道料金：第二庁舎 1階水道お客様センター 0123-33-3166
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		第二庁舎 3階 市営住宅課
	ごみの出し方のご案内	ごみ・リサイクル収集カレンダー配付	※ごみ・リサイクル収集カレンダーはお住まいの地区により異なります。		2階 ②廃棄物管理課 支所・出張所
	粗大ごみの処分が必要な方	粗大ごみの収集申し込み	事前に申し込みが必要です。		【申込み先】 ・恵庭市公式 LINE ・粗大ごみコールセンター (0123-29-7440)
	犬を飼っている方	犬の登録変更	鑑札（※保有している場合）		2階 ③脱炭素推進課



恵庭市役所

〒061-1498
北海道恵庭市京町 1 番地

☎0123-33-3131（代表）

開庁時間 あさ 8時45分 ～ 夕方 5時15分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

島松支所、恵み野出張所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

恵庭市ホームページ <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>



恵庭市公式 LINE

友達登録募集中！

暮らしに便利な機能が盛りだくさん！

- ゴみの分別方法(チャットボット)
- 住んでいる地域のごみ収集日を通知
- 各種相談窓口等予約 など



各種手続きも
随時対応して
いく予定です

手続きチェックシート 転居

恵庭市内で引越しされた方へ

忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証（資格確認書）
- ・年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

